

令和3年第3回川西町 議会定例会会議録

令和3年9月3日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 伊 藤 寿 郎

出席議員（13名）

1番 井 上 晃 一 君	2番 遠 藤 明 子 君
3番 渡 部 秀 一 君	4番 寒 河 江 司 君
5番 吉 村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊 藤 進 君	8番 神 村 建 二 君
9番 橋 本 欣 一 君	10番 淀 秀 夫 君
11番 高 橋 輝 行 君	13番 伊 藤 寿 郎 君
14番 鈴 木 幸 廣 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原 田 俊 二 君	副 町 長 山 口 俊 昭 君
教 育 長 小 野 庄 士 君	総 務 課 長 大 滝 治 則 君
安全安心課長 後 藤 哲 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり課長 針 生 富 雄 君	政策推進課長 遠 藤 準 一 君
住 民 課 長 近 祐 子 君	福祉介護課長 原 田 智 和 君
健康子育て課長 金 子 征 美 君	産業振興課長 井 上 憲 也 君
農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内 谷 新 悟 君	地域整備課長 奥 村 正 隆 君
会計管理者・ 税務会計課長 有 坂 強 志 君	教育文化課長 安 部 博 之 君
農 業 委 員 会 会 長 代 理 新 野 勝 廣 君	監 査 委 員 島 貫 憲 明 君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年9月3日 金曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 井 上 晃 一 君

2. 高 橋 輝 行 君

日程第 2 一括議題に対する総括質疑

日程第 3 議案の付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

本日は2名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の1番井上晃一君は質問席にお着きください。

井上晃一君。

第1順位、井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 おはようございます。

冒頭、なかなか収まらないコロナ禍ということで、当町をはじめ周辺県内、日本全国たくさんの方が感染しておられるわけですが、罹患されている皆様にお見舞い申し上げ、また、行政の職員はじめ対応されている皆さん、医療従事者の皆さんには、大変なお仕事をなされているなということで、感謝と敬意を表したいと思います。

議長宛てに通告のとおり質問します。

都市計画について。

都市計画マスタープランの中で、都市計画区域・用途地域の指定状況は、羽前小松駅西側を中心とした都市計画としている。本町における用途地域は、羽前小松駅西側の道路沿道に

近隣商業地域が指定され、その周りに主として第1種住居地域が指定されていて、羽前小松駅西側を中心とした都市計画が行われている。

人口減少、高齢化が進行しているとともに、就業・買物も他市に依存しており、町の活気が低下している。町に活気がないので、若い人に魅力があり、高齢者が住みやすいまちづくりが必要としている。人口減少・少子高齢化、活力の喪失、都市環境の低下、人口減少・少子高齢化という悪循環に陥らないように、就業の場の提供、暮らしやすい生活環境を提供し、町の活気を回復し、長期的に人口定着を図っていくとしている。

現在の用途地域部分では、都市施設の高い利便性を生かした中心市街地のさらなる育成を図るとし、中心市街地住宅地、羽前小松駅を中心に土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する、歩いて暮らせる生活空間の形成を図る。

中心商業地では、JR米坂線羽前小松駅の西側は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、駅東側に計画的に整備された美女木地区一帯に立地した商業施設とともに、町の中心的な市街地を形成しており、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図っている。

約4,000人の町民が暮らす羽前小松駅西側地域は、どこに行くにも車が必要で、自転車や徒歩、手押し車で、歩道もない道路を駅東の商業施設に怖い思いをしながら買物に行っている。コンパクトな市街地とは到底言えない。私には、このままでは地域が崩壊するのではないかという声が、地域に暮らす人のみならず、他地区の人からも寄せられています。安全で安心して活気あるまちづくりに成功しているのか問います。

既定都市計画道路の整備状況は、現在の都市計画区域内の中心市街地の都市計画道路ネットワークは、おおむね四、五百メートルピッチで計画されており、適切な配置になっている。南北方向と東西方向はおおむね整備済みで、基本的な市街地の骨格は完成しており、これを補完する3路線が未整備。未整備の路線については、国道287号川西バイパスの整備による交通負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応などを勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行うとしている。未整備路線は整備する必要があると考えているのか問います。

都市計画税を下水道事業の経費に使うばかりではなく、市街地開発事業に投入し、もっと開発を進めないのかという意見もあります。町長の見解を問います。

一方で、町は、交通利便性を生かした新たな市街地促進ゾーンの開発整備の推進が必要とし、新たに置賜総合病院周辺地区を都市計画区域として、開発を急ピッチで進めています。

長井都市計画区域と一体的な都市の形成としているが、西置賜地区、長井市の都市計画を見ると、現行の用途地域に相当する区域を市街地と位置づけている。用途地域が指定されていない区域のほとんどは農業振興地域や森林地域となっており、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等による適正な土地利用の規制・誘導が図られ、無秩序な開発を抑制している。交通の要衝となる今泉駅周辺も地域中心集落と位置づけられていますが、置賜総合病院付近まで開発するという文言はどこにも見受けられません。

長井市や山形県、置賜広域病院企業団に参加する南陽市、飯豊町と、こういった意見調整、合意がなされているのか問います。

以上、壇上からの質問とします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 井上晃一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画についての羽前小松駅西側地域開発について、用途地域開発についてありますが、本町の都市計画については、昭和26年に羽前小松駅を中心に当初指定を受け、昭和43年の都市計画法の改正に伴う変更を行い、平成25年3月策定の都市計画マスタープランに基づき、平成26年に長井市との行政区境界まで区域を拡大し、現在の都市計画区域となっております。

用途地域については、昭和50年に川西都市計画用途地域を決定して以来、昨年度、二井町と美女木地区を用途地域に編入し、現在の土地利用に沿った見直しを行っております。

都市計画マスタープランは、都市計画法により都市計画を有する市町村に策定が義務づけられており、都市整備の指針として、土地利用の方針や道路交通、公園・緑地、河川・下水道、景観等について長期展望に立った将来の目標を定めるもので、本町の都市計画マスタープランでは、人口・世帯数の現状から捉えたまちづくりの課題や方向性、中心市街地、住宅地及び中心商業地の目指すべき方向性について、議員がご質問の中で示されたとおりであります。

目指すべき都市の将来像を実現するためには、都市計画施設の整備や市街地開発、土地利用の規制・誘導など、相当程度長期間を要し、一定の継続性や安定性の確保が大きな課題と捉えております。中期的な目標として、住宅や商店、公的施設や公園等が集積する羽前小松駅西側と駅東側に開発した住宅地や商業施設形成の都市環境を踏まえ、駅東西のネットワークを検討課題として研究してまいりたいと考えております。

本町のまちづくりについては、平成28年に策定したかわにし未来ビジョン及び昨年度見直しを行った後期基本計画に基づき、庁舎跡地や駅周辺的环境設備を行い、にぎわいと活力のある市街地づくりを目指すこととしております。また、観光客の町内回遊による地域経済の活性化と併せ、羽前小松駅周辺的环境整備や駅を拠点とした活性化事業を推進し、駅前通りのにぎわいづくりや活性化に取り組んでまいります。

次に、都市計画道路についてであります。現在の都市計画道路は、昭和56年の路線変更決定により6路線、総延長1万1,310メートルが計画路線となっており、6路線のうち2路線は整備済みで、未整備区間は約5,700メートル、未整備率は50.4%となっております。

一方、全国的には、都市計画道路は計画延長6.4万キロメートルで、そのうち未整備区間は約2.1万キロメートル、未整備率は32.2%となっております。

近年、国では、社会情勢の変化を踏まえ、都市計画の適時適切な見直しを行うこと、また、都市計画道路の必要性について再検証を行い、その結果によっては、廃止や幅員変更などの都市計画の変更を行うことを都市計画運用指針に盛り込み、各自治体に助言を行っているところであります。

本町については、計画路線が住宅密集地を通ることによる用地取得や家屋移転等、多くの課題があることもあり、長期間未着手になっている路線がありますが、現在整備が進められている一般国道287号米沢長井道路や町道虚空蔵山西線の開通に伴う沿道の土地利用や将来の交通需要予測等を踏まえ、国の都市計画運用指針に沿って、都市計画道路網の在り方や見直しについて再検証が必要であると考えております。その検証を踏まえ、必要性の高い路線・事業を選定し、本町の実態に合った都市基盤の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、都市計画税の使途についてであります。都市計画税は地方税法で定める目的税であり、その使途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用とされております。

本町においては、都市計画区域内で整備しております公共下水道事業の起債償還に充てる目的で下水道事業特別会計へ繰り出しているほか、都市公園の管理費に充てている現状にあります。また、これまでは、桐町下小松線などの都市計画道路の整備や公共下水道事業の二井町、東陽寺前、美女木エリアの拡張などにも充当してきた経過があります。

市街地開発事業に投入し、もっと開発を進めないのかというご意見については、かわにし未来ビジョンの実現に向けた取組の中で、事業実施に向けた財源として十分に検討してまい

りたいと考えております。

次に、公立置賜総合病院周辺整備についてであります。平成12年に公立置賜総合病院が開院し、当時先行して国道287号長井南バイパスの整備が進められている長井市では、本町と同様に、国道287号バイパスや国道113号梨郷道路の整備による無秩序な開発の進行を防止し、適正な土地利用を誘導していくため、平成22年に本町の行政区域境界まで都市計画区域の拡大を行いました。

本町では、平成20年に県が実施した山形県都市計画基礎調査の都市計画区域見直しの基本方針である将来における都市的土地利用の拡大に基づき、平成25年に川西町都市計画マスタープランを策定いたしました。

その後、公立置賜総合病院周辺の農地転用や建物新築が活発な状況となり、バイパス整備に伴う無秩序な開発の防止と一団の優良農地の保全に配慮した計画的な土地利用の誘導が必要であることから、公立置賜総合病院周辺を中心とした新たな都市施設の配置を目指し、都市計画マスタープランに基づき、長井市との行政区域界まで都市計画区域を拡大したところでもあります。

都市計画区域の決定については、決定主体が県になるため、町都市計画審議会の答申を基に、県との事前協議を経て、県土地利用調整会議及び県都市計画審議会における審議を踏まえ、県から区域決定をいただいたところであります。

ご質問にありました他市町村等との意見調整等については、山形県都市計画広域調整要綱により、都市計画区域の変更については求められておりませんが、用途地域を変更する場合については、隣接または近接する市町村に対し、広域調整会議を開催することが義務づけられているところであります。

なお、かわにし未来ビジョンのリーディングプロジェクトとして現在進めております公立置賜総合病院周辺のメディカルタウン整備事業については、都市計画マスタープランにおいて、住宅地や商業地の誘導等、新たな都市施設の形成の方針に沿って推進しているところであり、メディカルタウン構想の基本計画策定の過程においては、公立置賜病院企業団を構成する県、長井市、南陽市及び飯豊町に対し、事業の趣旨や都市的な土地開発の方向性について説明し、理解をいただいているところであります。

以上、井上晃一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 井上晃一君。

○1番 まずはですけれども、まず最初、私の質問の中にありました公共・商業サービスの中

心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図る、安全・安心で活気あるまちづくりが成功しているのか問います。

これは成功していると考えているのか、まだ中途であると考えているのか、ちょっとそのところをお聞かせ願いたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど、歴史的な都市計画の変遷をお伝えしましたが、昭和50年代当時から見れば、商業地としては、様々な事業者さんが閉店されたり、後退しているということは否めないというふうに思っております。

さらには、様々な施設が老朽化してきておりますので、新たな時代の視点に立った改善策をしていかなきゃいけない、てこ入れをしていかなきゃならない時代になっているというふうに思っておりますので、何をもって成功ということではないわけではありますが、状況が大きく変わってきたというふうに捉えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 状況が大きく変わっているのは、多分、町民皆さんが感じていることではないかと思えます。変わってきている中で、変更を加えてにぎわいを取り戻そうというか、そういう活動が見えないという趣旨になりますけれども、そのあたりに関してはいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上議員も事業をされておりましたので、状況は十分ご承知だというふうに思いますが、やはり新たな展開を図るときに、チャレンジされる方々が他の箇所でも事業されているというようなこともありまして、逆に言えば、中心部に対する集積していくエネルギーがやっぱり少なくなっているということは、私自身も感じているところでございまして、新たな形での取組が必要というふうに捉えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 やはり、できれば、メディカルタウンもいいんでしょうけれども、今の中心市街地の状況の変化に伴う計画の見直し等が早急に必要とされているのではないかと思います。ぜひ積極的に進めていただければと思います。

中心市街地活性化アクションプランというのがもう一つあるわけなんですけれども、その中で、公園・広場の整備として駅前広場整備事業、町の玄関、顔である羽前小松駅（東西）の景観整備・機能充実を図り、市街地の活力を促進するとあり、実施時期は短期となっているが、西側は駅舎が改築された以外の変化が見られない。これで終わりだということでは

うか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今、井上議員からご指摘あったとおりでありますけれども、アクションプランの中には、駅前広場、ここ、やはり小松駅を降りたところの環境整備というもの、空き地も含めて、環境が悪化をしているという現状もございますので、基本的には、そういったところの改善というものはやっぱり必要だろうなというふうな中で、アクションプランには掲載をさせていただいているところがございますが、いかんせん時間的なところで、短期という部分より長期的な視点の中で考えざるを得ないというような現状であるというふうに思います。

以上でございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 これは、じゃ、短期ということではなく、長期的なことに変更されたということですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 現在のアクションプラン上の中では、まだ短期という表記にはなっておるわけではありますが、やはり長期的な視点の中でという期間の中で整理をさせていただきたいというところがございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ここは、先頃ほかの同僚議員のほうからも質問がありましたが、特に観光面に関して非常に重要なところではないかと思えます。ここに書いてあるように、町の玄関、顔ということになるわけで、先日もちょっと、東京から来ました私の友人が羽前小松駅西口に降り立ったときに見回したところ、駅前に2件、飲食店はあるわけですが、店も何もないと。ここは本当に町なのだろうかというような意見を言われたこともありまして、私もちょっとショックを受けました。

なかなか道路沿いの店やそういったものに関しては、事業者が廃業したり、空き家が増えたりということで、なかなか新市街に手をつけられないとは思いますが、例えば町内の案内図あるじゃないですか。ああいう図面の下に、せめてそのときの花など、例えば置農の園芸科さんなどに協力をいただきながら、冬季以外の季節はいつでも花が咲いていると、お客様を歓迎しているんだよという、そういうようなことをする事業等を、アクションプランの中では言いませんけれども、何かやっていくようなことはできないものでしょう

か。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上議員が感じられること、また来町者の方が感じておられることについては、私も同感でありまして、今の状況をそのままにしておくことについては、何らかの手を打って、町の姿というのが変に取られないといえますか、前向きに捉えられるような表玄関にしていかなきゃいけないというのは私も強く思っております、今年度の予算の中にも駅前周辺の空き地等についての調査費なども入れておりますので、今、長期的なことということでありますが、長期的には、もっと大きなビジョンですとすれば長期なんですけれども、今の部分については調査費を盛り込んでおりますので、そういった財源を活用して、やはり下地づくりといえますか、どうあるべきなのかということについて、さらには民間の土地でありますので、所有者の方々の意向などを調査させていただいて、ビジョンを早急につくっていかなくちゃいけないというように思っております。

長期、短期というスパンをどう取るかということになりますけれども、できるだけ早く手をかけていくということが町の姿勢というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 町長から大変前向きなご回答をいただきまして、また商工会さんあたりでも、特に花屋さんがいらっしゃるわけで、そういったことには協力は惜しまないという声もいただいておりますので、また置農さんの魅力を発信する、そういうことを知らしめるためにも、ぜひ私が言ったようなことをご検討いただきたいと思います。

あと、こういった、ご覧いただけますか。これは天童市の温泉と、川西町の羽前小松駅の駅長のしょこらというのがいるんですけれども、これは天童市のあづま荘さんというところで独自にイベントを考えられて、しょこらと一緒に山形県の観光誘致、コロナが収まった後に、こういった猫に会いに来てもらえるようにというようなことでイベントを企画されたりしています。先日3,000人だったフォロワーが、イベント一つで1,000人増えていると、こういった状況もあります。

ぜひ、どうしても川西町は車で移動するというのがあれですけれども、都会の人の移動手段というのは、やはり公共機関、電車であったりバスであったり、なかなか目に留まらないところではありますが、ふらっと川西町の駅で降りて、町なかを散策して、写真を撮って新潟まで帰っていくというような方とお話しさせていただいたこともありますけれども、いろ

んなところに隠れて、いいところはいっぱいあるなど、その方もおっしゃっていました。

ぜひ、まだまだ魅力、発掘されていないものがいっぱいあると思います。職員の皆さんが街歩きをされたということもお伺いしておりますので、ぜひ埋もれさせたままにしないで、羽前小松駅から町歩きをしながら、楽しんでいただけるような町にしていただければと思います。

続きまして、都市計画の道路についてでありますけれども、50%の進捗率で大きい道路は整備済みであるということではありますが、まずは、やはり100%整備済みとなっている駅前から置農、諏訪橋までの道路であります。現状やはり、周りに空き家が増えたりして、特に冬場の歩行がかなり困難になっているということで、整備済みということではあるでしょうけれども、またさらなる検討が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまありました羽前小松駅から置農さんまでのところにつきましては、一般県道という形で、椿川西線という道路と川西小国線、この路線が2つ重複した形での路線形成となって、基本的には県道ということになりますので、道路管理者の県のほうで、小松駅郵便局前辺りからの歩道とか、そういった部分は整備をされてきたのかなというふうに思っているところであります。

ただ、現状を見ますと、やはり駅前通りの山銀さんまでの辺りにつきましては、やはり歩道等が少し劣化をしたり、段差も生じているという現状は、私どもも承知をしているところでございまして、この解消に向けては、町の重要事業の中でも、椿川西線を含めた歩道等の段差解消等の改修については継続して要望しているところでございまして、改めてこういった内容を踏まえながら、継続して要望を強く申し上げていきたいというふうに思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 ぜひ強く要望していただくようお願いしたいと思います。

あとは、ちょっと都市計画道路と言えるかどうかなんです。県道高畠川西線、都市計画区域の中を通る道路、特定の経路での利便性は大変高まったのではないかと思いますけれども、これもまた、利便性が高まったという部分はあるんですが、逆に商業エリア、駅前中心辺りをバイパスされているというような状況で、その道路ができたことによって、また中心市街地を通る車が減っているというような見方もできるのではないかと思います。町当局としてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 高畠川西線につきましては、主要地方道路というようなところで、現在は、踏切を越えた形で西側まで延長されたということになるわけですが、やはり東から川西に入る主要な道路ということで、非常に交通量があるという道路ですが、やはりおっしゃったように、中心市街地へのアクセス、流れというところは、傾向としては流れは弱くなってきたのかなという現象は見受けられるところですが、都市計画道路の中については、そういった東西の横の部分と、縦軸という部分の中でも計画をしており、ここについては、やはり昔の287号とか、あるいは花丘町下小松線というところが縦軸になっているわけですが、その間のところにも都市計画道路を計画しておるところですが、必要性なども踏まえながら、中心地の流れ、こういった部分は十分検証していかなくちゃならないというふうには考えておるところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 横軸が整ったので縦軸ということですが、正直、その高畠川西線からのアクセスを町なかその他で考えた場合には、やはり小松長井線というのが非常に整備が進んでいないわけですが、終端、287号線から東西のちょっとのところだけはできているわけですが、本来であれば、町内の回遊を促すような役割をできる道路なのではないかなと考えます。

確かに土地の収用であったりとか、取得であったりとか、難しい面はあるとは思いますが、少しずつでも延ばしていただいて、せめて田町ぐらいまではつながらないものかなということで、あの辺の道路ができることを見越して、都市計画にあるということで住宅を建設された方もいらっしゃると思います。見直しで、どうもやらない方向に進んでいるのかなというご回答も見受けられるのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 都市計画道路といいますのは、先ほども井上議員からの質問の中であったように、縦軸と横軸、これが備わっての計画だということですが、都市計画の在り方、あるいは将来像としては、やっぱり縦軸、横軸がきちっとあるべきだという考えの中で都市計画道路の計画をした、この方向性というのは、一定の方向性、これは都市計画上は間違っていないのだろうというふうには捉えているところではあります。

ただ一方で、やはりこれからの課題というのは人口減少というような中で、将来の維持管理等々の中身も踏まえますと、新たな道路整備というものは、やはりその必要性というものは十分に検証しなければならないのかなというふうに考えるところでありまして、決して全

てやらないということではなくて、当然必要な道路については、地域の皆さんと協議を重ねながら、やはりそこは必要だということであれば、そこはやっぱり投資をしながらという判断も必要になるかと思いますので、そういったところを十分時間をかけながら検討していきたいというところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。

川西町都市計画プランの34ページなんですけど、都市計画区域内、用途地域内の人口ということで、平成22年の人口分布図があります。この中で、用途地域の北部の人口密度が高い傾向にある一方、用途地域の南部では人口密度が低い傾向にありますとあります。これ、どう見ても南部、駅前の709、田町周辺の884、また東陽寺前から線路までの間679、あと小松診療所付近の721ということで、どう見ても南部のほうが人口が多いんじゃないかなと見られるわけなんですけど、このあたり、解釈は間違いないでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 マスタープランを作成したときに、様々な数字データを把握しながら、こういった傾向にあるということでございますので、その当時の計画としては、この傾向は正しかったのだろうというふうに判断をしているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ちょっと人口密度はどういうふうに計算するかという部分でいうと、中小松、下小松に近い方面が1,271、中小松530、北区が北北部ということになれば、もしかすると幾らか人口密度が高いということになるのかもしれませんが、駅周辺辺りから南、ここは町内でも、非常に人がいっぱいいらっしゃる地区になるのではないかと私は見えるんですけども、やっぱりこういった方々の利便性を高める部分では、小松長井道路というのが非常に重要になってくると思います。北部の人口密度が高くて南が低いという状態では、やっぱりちょっとそれはやらない言い訳になってしまうのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私も今、34ページを見せていただいておりますけれども、議員からご指摘いただいた点なども踏まえながら、今、令和3年になっているわけで、これから10年たっておりますので、そういった意味で、これが本当に正しいのかどうかも検証させていただいて、しっかりとした実態に合った形で開発していくということになると思いますので、これが間違っているというふうには、私、断定できませんので、検証させていただきたいというふうに思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 井上晃一君。

○1番 そんなにこの辺りの人口が減っているというよりは、逆にアパートなどが増えて、この辺りの人口も増えているのではないかと思ひます。南部で、やっぱり一番人口のいるところの利便性というのは大変重要なことではないかと思ひますので、そこはぜひ、大変だからやらないということではなく、少しずつでも延ばしていただいて、やっぱりやることが見えるようにしていただいたほうが、町民としても安心できるのではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また道路の話ですが、私の家の前を、ほぼ毎日、置賜農業高校の生徒が、学校から部活動をする総合運動公園まで、歩道のない未整備路線を自転車や徒歩で移動されています。また、天笠学園小松幼稚園、キッズビレッジでは朝晩毎日渋滞し、小学生、中学生のいる道路がとても危険な状況に見えます。昨日言っていた危険区域に入っているのかどうかは分かりませんが、地元の人たちは毎日冷や冷やした状況でそれを見ているというような状況で、これもやはり三日町二井町線、全部とは言いませんけれども、せめて三日町から十日町までの間程度、この辺りをぜひ検討いただけないものかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今、井上議員からありましたように、中小松のちょうどやまよさんの十字路辺りというのは、交通量も多い上に狭いという現状、これは私どもも認識しておりまして、過日請願等もいただいた中で、現場のほうも改めて踏査をさせていただいたところであります。

やはり答弁にも、町長のほうからはあったわけではありますが、小松駅西側、それから小松駅東のほうに現在、市街地あるいは商業地という部分が拡大している中で、東西の交流という部分を考えたときに、一つは小松駅を挟んだところのアクセスという部分が非常に課題だなというふうに捉えておりますので、今あった都市計画道路三日町二井町線という部分の在り方と、要は踏切から東側に行くような、そうしたアクセスという部分についても、広く検討という部分をやはりしていかななくてはいけないかなと捉えているところでありますので、そういった必要性あるいは可能性という部分を十分調査しながら、検討はしていかなければならないかなというふうに思っています。

○議長 井上晃一君。

○1番 やはりこれも、事故が起きてからでは遅いと考えますので、ぜひ前向きに検討してい

ただきたいと思います。

あとは、今、駅南北の東西道路ということになりますが、いずれもやはり踏切というのがネックになりまして、これは以前から言われていながら、下を通したり上を通したりしたいということをいろんなところで言われますが、なかなか県のほうでも予算をつけていただけないということで、高川道路ということになってしまったのかなとは思いますが、正直、小松駅を中心とした市街地ということになってきますと、やはり何らかのアクションというのがもう少し必要なのではないかと、東西をつなぐに当たって考えますので、そのあたりにも含みを置きながら進めていただきたいと思います。

あとは、都市計画税のほうなんですけれども、正直、下水道を利用したいといっても結構広いわけなんですけれども、都市計画税を集められて、下水道に充てられて終わってしまうということであると、ちょっと公平性に欠ける部分も出てきてしまうんじゃないかと思いますが、その見解はいかがでしょうか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの都市計画税の公平性に欠けるのではないかというようなご質問でございました。答弁の中でも回答しておりますけれども、目的税でありますので、その税の目的に沿って使用していると。実際、年間の税収額以上に、一般会計から下水道の償還目的に繰り出しをしており、また都市計画区域内の、いわゆる都市公園と呼ばれる公園の管理費にも充当しております。そういったところでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 総務省のほうの都市計画税の使途等については、私も一通り目を通しましたけれども、確かにそういった使途で使えということにはなっておりますが、ただ、なかなか経費にばかり充ててという、何というか、非常に前向きではないんじゃないかと捉える町民の方もいらっしゃるわけで、その中で、都市計画事業の中で、市街地開発事業というところ、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業ということに使えるということで、やっぱり公共施設という中には、公園、広場ということをおっしゃいましたが、やっぱり道路であったり河川であったりというようなことにも使えるというふうに読み解けるわけですが、そのあたりも検討していただいて、今お話ししたような道路整備等を、正直3,000万で、どの程度進められるのかというのは疑問ではありますけれども、それを市街地の開発に使っているんだよというのをできれば見せていただければ、町民も少し安心するのではないかと思うのですが、使途について、そのあたりいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現在、一般会計から下水道特別会計への繰り出しが2億7,000万ほどあります。そのうち、都市計画税で町民の皆さんに納めていただいている目的税については3,000万弱ということでございまして、そういう意味では、それに特化しているわけではございませんが、かなり下水道の会計に対しては、思い切った予算措置をしているという状況にあります。要望としていただいた内容については、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 やはり計画の後始末というよりは、今後の計画ということに使っていただくほうが、何となく安心するのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは、置総周辺整備開発についてでございますけれども、病院を中心とした新たな都市施設の拠点形成及びバランスの取れた都市施設の配備の実現が必要とされているわけですが、山形県全体、置賜地区、川西町、いずれも人口が大幅に減少している現在、また将来に向けても減少傾向であると。ここで新たな都市開発、成功しますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 置賜病院周辺の開発については、何点か課題といたしますか、整理するために対応させていただきました。

まず、本町にとって大切な医療施設であります総合病院のさらなる発展、機能充実を図っていくためには、先生方や働いているスタッフが働きやすい環境になるべきだというふうに思っております。そういう意味では、平成25年当時、病院の働いている方、お医者さんや看護師さんから全体の9割を超える署名をいただきまして、病院周辺の環境整備について、ぜひ早く手をかけてほしいという要望をいただきました。

買物をすることもできないような病院周辺では、働く意欲といたしますか、魅力のある職場にはならないというようなこともいただきまして、我々からすれば、置賜の中核施設である病院が優秀な先生方やスタッフに恵まれて地域医療を守っていく、そういった機能が強化されることを、我々としても望んでいきたいということが一つ。

もう一つは、梨郷道路や287、米沢長井道路が着実に事業が推進していく中で、地方創生という観点が26年から打ち出されました。その当時、国から示されたのは、それぞれの市町村で強みを伸ばしてほしいと、その強みを生かしながら、人を呼び込むような施策、総合戦略を立てるといふ、人口ビジョンに基づいて人口減対策を講じるということで総合戦略を立てました。町内を様々、調査・議論を重ねまして、本町の強みである公立病院周辺を拠点と

した形で、商業施設や住宅開発などによって人口の定着を図る戦略を立てているところでありまして、これは着実に前に進めることができているのかなというふうに思っております。

近隣の長井市の市民の皆さんからも、商業施設がオープンすることについて、大変期待を寄せられる声もいただいております、そういう意味では、地域全体の活性化につながっていくだろうというふうに捉えているところでございます。何としても成功に導いていきたいというふうに考えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 何としても成功するという事で、町長が断言されておりますので、いろいろなマイナス面がある中で、ぜひプラスに変えていただければと思います。

ただ、道路の配置図が示されました。そうしますと、高田仲沖線というのがあるわけですが、小国方面から113号線を来た車、または、梨郷道路からこのインターを降りて113号線に向かう車が、これ全て置総の前を通る、こういうことになってくると思います。今工事されていますが、先日救急車と擦れ違いました。非常に詰まって、大変な思いをされて、今工事中で1車線、やっぱり113号線が優先されて、あちらには信号がつかないということになりますと、287号線、川西町から行く救急車は必ず止められる状況になるわけです。

これ、この道路と287号からアクセスの道路、ここに救急車の優先レーンを設けられませんか。大変なことになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 梨郷道路の整備の要望につきましては、113号の赤湯バイパスが整備され、着実に西に延伸してほしいという様々な要望活動をさせていただきまして、平成20年に事業が着手されたところでございます。そういう意味で、この道路は、運動の趣旨として、置賜公立病院に直結する道路として整備してほしいと。置賜の人々の命を守る道路として要望活動させていただきまして、どうしても、国のほうからすれば、置賜病院に直結するような形で整備が進められておりまして、287号とのインターがかなわなかったというところが大きな課題にはなっております。

今いただきましたように、救急車については、他の車両を優先して通行できるわけでありまして、私からすると、そこで渋滞が出るという、救急車によって通れないというようなことがあるのかどうか、少し調査をさせていただきたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 それぞれ、今度は287号から113号へのアクセスというところが、左、右ということに

分かれて2車線になり、対向車もあちら側からも来るという状況になります。しかも、113号線の車が通り過ぎるのを待って、そこから止まって出ていくしかない。これはちょっと、動線としてはいただけないと私は見ます。

ぜひ、消防であったり警察であったりと、どういった流れになるのかのシミュレーションをしていただいて、先日も、今、287号線が直進、右折を改修するために、南北のみの1車線ずつになっているわけです。それで、信号待ちで止まっている車が南北にありまして、そこに救急車が来たんですよ。そうしたところ、信号では車は動いちゃいけないんですね、交差点付近。止まっていなくちゃいけない。そうすると、右折で止まった車、左折で止まった車、これ動いてはいけないわけですが、そうすると、救急車は対向車の車線に出るしかない。そういったときに、今度、113号線、北から来る車、これもこっちへ今度回ってこようとしていたりすると、にっちもさっちもいなくなるんじゃないかなと。

ちょっと危険な流れがかなり想定されますので、私が素人目に見てそう感じているだけで、杞憂であればいいのですけれども、ちょっと精査していただかないと怖いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 我々からすれば、県の公安委員会を中心にしながら、安全確保は図られるというふう
に思っておりますので、そういったご指摘いただいた点などもお伝えしながら、安全に通行
できるよう、特に、病院に救急車がスムーズに入れるようにすることがやっぱり目的であり
ますので、ご指摘いただいたことなどについては伝えていきたいと思えます。

○議長 井上晃一君。

○1番 時間もなくなりましたので、そういったことで、ぜひ進めていただきたいと思えます。

やはり、これから働く人たちももちろんそうなんですけれども、羽前小松駅西側にも
4,000人からの住んでいる人がいるわけで、正直、町長はメディカルタウンのことしか頭さ
ないんだべみたいなのを言われることもなくはないわけで、ぜひ、庁舎造っていたからお
金がないからできないとか、そういったことではなく、ぜひ少しずつでも、駅西の人も、忘
れられていないんだなということが見えるような事業をやっていただきたいとお願いしまし
て、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長 井上晃一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時32分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 第2順位の11番高橋輝行君は質問席にお着きください。

11番高橋輝行君。

第2順位、高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 おはようございます。

私からは、2つの問題について、議長に通告をさせていただいております。

1つは、大きく言えば財政の問題であります。

さらに、2つ目は、旧玉庭のサンマリーナの協定書の関係でありますけれども、その2つの内容でございます。

通告の内容は、最初、財政の問題については、新庁舎の償還というような内容の通告でございますけれども、表題にありますとおり、町の財政に関わる全体的なものの背景をお伺いしつつ、通告した内容に入りたいというふうに思いますので、その辺どうかご理解をいただいて、丁寧な分かりやすい答弁をお願いするものであります。

また、2番目の玉庭については、決して今やっておるソーラー事業について、私は何ら反対するものではありませんし、時代に合った事業かなというふうに考えておるわけですが、地元との協定の関係について、これも分かりやすく町の考え方をただしていく、あるいは考え方を伺いするというところであります。

冒頭、枕長くなりますけれども、財政関係について、償還、内容に入る前に、今回出されております監査委員からの意見書、令和2年度の決算の意見書で数字が出ております。この数字を若干引き合いに出しながら、町の財政、さらに、通告しております庁舎の償還関係というような、あるいは、ここまですべての若干のプロセスなどについても伺いをしたいと思います。そのようにひとつご承知おきいただいて、持ち時間を消化していきたいというふうに思いますので、お願いを申し上げます。

ちょっと申し遅れましたが、十四郷クラブという会派がございまして、十四郷クラブの高橋輝行でございます。よろしくお祈りを申し上げます。

今、冒頭に申し上げましたとおり、通告は新庁舎の償還関係についての町民負担というものについて通告いたしておりますけれども、私は、新庁舎の議会壇上で今、質問をさせていただいておりますけれども、どうしてここまで来るのに、跡地の利用計画というものとセットにした中での、いわゆる庁舎建設の事業費、あるいは関係する諸経費、そして返済計画、償還計画ということにできなかったのかなというふうに思うんです。

これは、議長からご指摘をいただく前に、それは通告に入っていないからというふうに言われれば、そのようなこともないわけでないわけですがけれども、どうしても議長、これはやっぱり聞いておかなければならない。償還の金額が何ぼなんだと、新庁舎の。こういう通告でありますけれども、ここまで来るまでの、これはやっぱり再質問の中でお尋ねをしなければならぬ、する予定でございますので、町長にあっては、そのようにひとつご承知おきいただきたいと。でしょう。当然ですよ、これ。

今、特別委員会を議会で作りまして、跡地の約7,000平米という問題について、遠藤明子議員を議会の特別委員会の委員長にしまして、我々検討させていただいている部分はありますけれども、ちゃんとした最初から、原田町長が庁舎の建設について、そして、さらにその跡地について、セットでちゃんとした、議会と協議しながら、町民と協議しながら、あるいは地域の理解をいただきながら、そういう中で結論を出しておけば、今何も、どうのこうのということはないかと。

これは、やっぱり原田町長、建てることだけに執着しまして、ここが問題あるというふうに思うわけでありまして、経費の問題、償還の問題の額の問題の通告はいたしておりますけれども、跡地の利用も含めた、いわゆるそれまでの経過のプロセス、これはただして、お尋ねをして、そして精査をしておく必要が、今さらながらにあるというふうに考えておるわけがあります。

そういうことを申し上げまして、通告しております内容について、朗読をもって、まず最初の質問の趣旨にさせていただきたいと思えます。

一つは、今申し上げましたとおり、起債償還、つまり町民目線でいえば借金ですよ。これに対する、どうやって返済をしていくんだ、なしていくんだと、財政計画はと、こういうことであります。

役場庁舎建設が終了しまして、起債償還が始まるとされております令和7年から8年度における一般会計の予算に対する影響についてお伺いをするものであります。今申し上げましたとおり、一般会計全体に関わることなので、先ほど冒頭に申し上げました、この議会に出

されております監査委員の意見書を基に再質問したいと思います。

庁舎建設に係る経費の精算について、議会あるいは町民に、いつ具体的なものを示すのか。そしてまた、令和7年度（令和元年度分、5年間据置き）というような内容もあるようでありまして、令和8年度から始まる起債償還によって、一般行政運営上どのような影響を及ぼすと考えているのか。当然ですよ、莫大な内容でありますから、この内容について、何回かお答えをいただいているものがありますけれども、今改めてお尋ねを申し上げたいわけでありまして。

2番目は、冒頭に申し上げました玉庭地域内における太陽光発電事業に関する協定書（旧サンマリーナ玉庭）についてでございます。

これは、協定書があるわけでありまして、県は8月20日に、玉庭で工事中のソーラーパーク太陽光発電所で作業に従事している工事関係者が新型コロナウイルスに感染し、クラスターが発生したと発表しました。旧サンマリーナ玉庭が第三者に売却され、経過はどうか、その後、経済産業省の支援により大規模な太陽光発電所が行われておることはご案内のとおりであります。

この企業と玉庭地区交流センター四方山館は協定書を結んでおります。この協定書は、私どもも頂いておるわけですが、この協定書に町は立会人になっております。この点について、過日の議会の関係で質問などもありましたけれども、改めて次の点についてお伺いしたいと思います。

一つは、町は許認可の権限者ではないものの、国や県から意見を求められている、こういう立場ではないかということをお尋ね申し上げたい。

2つ目には、地元と協定書を締結するに当たり、町は立会人として介在しておるが、たとえ立会人だとしても、本町の行政区域内の開発行為であるので、町としてどのような立場の行政指導ができるのかと、こういう内容でございます。

3点目は、今回のようなクラスター発生の場合、町に対する報告義務や改善策の対応、これはどうなっておるかという内容でございます。

次に、町の定期的な立入調査なども必要でないのかなという内容であります。

さらに、5点目は、協定書を結んでおる玉庭地区の問題ではなく、町が責任を持って、主体的に関わってやっていくべきでないのかということでございます。

町が協定書の契約者にはなれないのか。

以上6点でございます。お答えをいただきながら、再質問の中で様々具体的にお尋ねを申し

上げ、ご指摘などもさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、起債償還について、庁舎建設に係る費用の精算について、議会あるいは町民にいつ示すのかについてであります。この新庁舎は、平成30年度から用地買収、敷地造成工事を始め、本年1月に建築工事が完成、同3月に外構工事が完成いたしました。

庁舎建設に係る費用については、繰越事業も含め、平成30年度2億1,933万円、令和元年度8億1,418万6,000円、令和2年度18億9,177万4,000円で、合わせて29億2,529万円となっております。

5月6日より新庁舎で執務を開始しましたが、令和3年度においても、一部工事の実施と水道テレメーター更新を予定しております。新庁舎建設に係る全体の費用については、まだ確定していない状況でありますので、事業が完了した後に改めて議会に報告し、町民にもお知らせしたいと考えております。

なお、新庁舎整備に係る全体の事業費については、基本計画では、旧庁舎の解体費を含め、36億1,300万円としておりましたが、解体に係る設計及び工事費については、跡地利活用事業の中で対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、役場庁舎建設が終了し、起債償還が始まる令和7年から8年度における一般会計への影響についてであります。議員ご指摘のとおり、役場庁舎建設に係る起債の元利償還金は、令和8年度に大きく伸びて約1億1,400万円、令和3年度分の償還が始まる令和9年度がピークで、1億2,100万円と見込んでおります。その後は、若干ではありますが、元利償還額は減少してまいります。

その影響については、元利償還額のうち交付税で措置される金額もあり、実負担分は令和8年度で約7,400万円、令和9年度で8,000万円と見込んでおりますが、これまで取り組んできた投資的事業の起債の償還が完了するものもありますので、これらの減額分との相殺で、極端な増額にはならないものと見込んでおります。

また、庁舎建設の財源として活用してきた庁舎建設基金の残高については、財政調整基金及び将来の元利償還金の財源として庁舎建設基金に積立てを行うなど、負担の平準化を図りながら財政運営を進めてまいります。

次に、玉庭地域内における太陽光発電事業に関する協定書について、町は許認可の権限者ではないものの、国や県から意見を求められてはいないのかについてであります。開発許可制度は、都市計画法に基づき、都市計画区域内外において適正な土地利用を図るための制度であり、ご質問にあるとおり、許可権者は都道府県知事となっております。

通常、開発許可申請に当たっては、山形県が定める開発許可の手引によれば、開発許可を必要とする開発行為については許可の基準及び他法令との調整等が必要なため、あらかじめ開発区域を管轄する市町村の担当課と事前に相談することとされていることから、本町においても適正な事業実施を担保するため、開発許可申請書への添付書類と同等の書類提出を求めながら事前協議を行い、関係法令等への適合性等を考慮し、開発事業者に対して、事業実施に当たっての意見書の提出を行っております。

しかし、本件の太陽光発電事業に関しては、平成24年6月8日付の国土交通省通知、太陽光発電施設の附属施設に係る開発許可制度上の取扱いについてにより、太陽光発電施設の附属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要であるとされております。

開発事業者から、玉庭地域内に整備を進める太陽光発電所建設について相談があった際に、許可権者となる県に対し、事業に係る資料を提出し、確認を行ったところ、今回設置の太陽光発電設備は建築物・工作物に該当せず、附属施設建設を主目的とした開発でもないことから、開発許可は不要との見解が示されましたので、開発事業者との間で事前協議及び事前協議に係る意見書の提出は行っておらず、また、国及び県から意見を求められた経緯はありません。

次に、地元と協定書を締結するに当たり、町は立会人として介在しているが、たとえ立会人としても、本町の行政区域内の開発行為であるので、町としてどのような立場の行政指導ができるかについてであります。本件に関しては、過去にサンマリーナ玉庭が開発した跡地に太陽光発電施設を整備するものであります。

サンマリーナ玉庭の開発に際しては、災害及び公害の防止等のための地元と事業者との間で協定を締結した経過があり、このたびの開発に当たっても、環境保全や災害の未然防止に向け、玉庭地域内における太陽光発電事業に関する協定書の締結を行っております。開発事業者に対しては、地元の意向を受けて、協定書に記載された事項及び関係法令に定める事項を遵守するよう指導・助言・勧告を行うのが町の立場になると考えております。

次に、今回のようなクラスター発生の場合、町に対する報告義務や改善策の対応はどうなっているのかについてであります。新型コロナウイルス感染症の発生に関しては、開発事業者からの報告義務等はありませんが、協定書の第8条において、この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、もしくは変更を要する事項、その他諸問題が発生した場合は、誠実に協議の上、決定するものとする規定していることから、町としては、地元と連携を図り、開発事業者に対し情報提供を求めながら、情報収集を行ってまいりました。

このたびの新型コロナウイルスの集団感染に関しては、これまで経験のない特異な事態のため、工事現場が混乱し、開発事業者からの報告が後手に回ったことは否めない状況でありましたが、開発事業者に対しては、安全が確認されるまで、工事再開について慎重に対応するよう申入れを行ったところでもあります。

現在、保健所や米沢市、開発事業者と連絡を密に取り、現状把握に努めるとともに、保健所の指導に基づき、開発事業者、地元及び米沢市を交え、今後の対応について協議を重ね、地域住民の不安払拭に努めているところでもあります。

次に、町の定期的な立入調査が必要ではないのかについてであります。町は開発事業者の同意なく工事現場に立ち入る権限は有しておらず、新型コロナウイルス感染症が発生している現在においては、事業者等に対する感染症対策の勧奨や従業員の健康管理、受診の勧奨の権限は県に集中されております。

本件の太陽光発電施設の建設に関しては、今後とも協定書に基づき、地域住民及び開発事業者との要請等により、適宜現地確認や聞き取り調査等を行い、情報収集に努めるとともに、問題等が発生した際には、課題解決に向けた協議の場を設定する等の対応を行ってまいります。

次に、協定書を結んでいる玉庭地区の問題ではなく、町が責任を持って主体的に関わってやるべきではないのかについてであります。玉庭地区においては、過去にサンマリーナ玉庭の開発に際し、さきに申しあげましたように、平成8年4月9日に災害や公害の防止について、地域と事業者との間で、町が立会人となり協定が締結されました。

このたびの玉庭地区における太陽光発電設備の整備事業については、開発事業者としての各種法令等に基づく基準等をクリアし、地域住民の不安解消のための協議についても真摯に対応してきた経過があります。また、民間事業者の営業活動に係る内容でもあることから、行政は公平・中立の立場で、地域住民と開発事業者との意見調整を円滑に実施するため、従前と同様に立会人の立場とする判断を行ったものであります。

次に、町が協定書の契約者にはなれないのかについてであります。本件については、法令に基づき、国・県の指針等に沿って進められている事業であるとともに、国が推進している再生可能エネルギーの導入推進に資する事業であります。本件の土地利用は、過去既に開発行為が実施されている土地を、切土・盛土等地形の変更を行うことなく有効に活用するものであり、また、町としては、未利用地の有効活用の観点からも考慮する必要があると判断したところであり、公平・中立の立場で、地域住民と開発事業者との円滑な意見調整を図る立会人としての立場を取らせていただいたものであります。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 庁舎の関係だけに絞りますと、事業費が確定してから、総額については報告するということでもありますけれども、町報を見まして、今ちょっとそのコピーは持ち合わせありませんけれども、町報には、新庁舎建設については、二十何億という金額が書かれておりましたよね。それから、新庁舎の竣工のパンフレットについても金額が示されておりました。今、町長からあった内容もあるわけですが、それぞれ新庁舎に関わる金額というのは大きな差があるんですよね。この辺はどういうふうに理解したらいいのか。

まず、ベースが違えば、そんな何十億も違うわけではありませんけれども、この辺は、関連というものはどこまでを言っているのか。町道整備もありましたよね、あるいは正面玄関の整備も。今も何かやっていますよね。どの辺まで、簡単でいいですよ。その辺の思いが十分分からなければ、私は冒頭で申し上げたとおり、新庁舎といえば建物に関する内容ですが、これは跡地関係も含めた、これからの庁舎、それも含めたものが庁舎に関わる経費だと思っているんですけれども、そこは全然これからの問題だということになっておるわけですが、いわゆる基本となる金額については、どのように理解したらいいんですか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

基本となる事業費でございますが、29年度に策定いたしました庁舎の建設計画、ここで概算事業費をお示ししているところでございます。この際の全ての事業費の中では、36億1,300万円ということで、計画のほうで示させていただいているところでございます。これが概算事業費と計画時の地代の数値でございます。

今お話にありましたように、新庁舎の開庁の際に、パンフレットに記載している金額につきましては、令和3年度の答弁の中では、令和3年度もまだ動いているということで、それ

らを含んだ見込みとして31億2,500万ということで、パンフレットには記載をさせていただいたところがございます。その前段の20億というところになりますと、私も今、資料がございませんが、後ほど確認させていただきますが、本体工事として、建物の部分について22億5,700万円で契約をしておりますので、その数字ではないかなと思っているところがございます。

したがって、全体的には31億2,500万円という見込みの中で、今、最終的な整備を完了しようというところがございます。本体、建物自体の契約工事費というのは、完了で22億5,700万円というようなどころを含んでおりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 担当課長から詳細にあったんで、その1,000万、2,000万、1億のところ計数の違いを私、指摘するんでなくて、やっぱり統一した、議論する場合に、でしょう。町長の言う新庁舎に係る総額というのは、ここまで含むということなのか。一般的には土地代も含み、あらゆるインフラ整備も含めたものを指すと思うんですよね。新庁舎といったから、建物の分なんだと。建物と請負金額した金額は分かってっぺと、こういうようなことでなく、その辺はひとつ、担当課長どうのこうのじゃなくて、町長のご認識、町民に説明する場合の。これをひとつ、ちゃんと整理をしていただかなければ困るということになるわけで。

それで、先ほど償還の関係、いろいろありましたけれども、極端な増額はしないから心配ないと、こういう内容ですよね。しかし、三十何億で仕事をしていることは事実ですよね。この辺は非常に納得のいかない、ハートに来るような答弁になっておらないんですけれども、これはやっぱり工夫しなければならないと思いますよ。町長、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 50年に一度、100年に一度の大事業、庁舎建設ということに取り組んだわけでありますので、そういう意味では、様々な事業を集約して集中した投資になっております。こういう意味では、20年、25年と長い間、償還が続くわけでありますので、そういう意味では、平準化を図るという工夫はさせていただいておりますが、町の公債費には必ず反映されてくるわけでありますので、町民の皆さんにご理解いただくということになるのかなというふうに思います。

ちょっと先輩でありますので、議員ご案内のように、平成3年、4年当時のリーディングプロジェクトの中でも、フレンドリープラザが30億、そして、浴浴センターまどかが15億と

いう大きな予算で投資事業をしてきた経験もあるわけでありまして、そういった中で、様々な事業をやりくりしながら、大規模なプロジェクトを推進してきたということもあります。そういったことを経験として持っておりますので、できるだけ甚大なといいますか、極端な負担増になるようなことのないような事業の平準化を図られるように、公債費が高止まりすることにならないように対応していかなくやいけないと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 答弁のやり方、私、常に注文申し上げているわけですがけれども、先ほど井上議員の質問に対してもそうでしょう。都市計画の計画があるのにどうなんだということに対する答弁は、全国的な平均値は、開発されているのは三十何%なんだと、本町は半分いつているんだと。全国的なより進んでいる、進んでいない、こういう数字を引き合いにして、あなたはよく答弁されるんです。これ、町民が聞いているわけでしょう。そうすると、いや、町長がそう言っているんだから安泰だと、大丈夫だべと、輝行、何言っているんだと。こういうことですよ。本町にあつてどうなんだということをお尋ねしているわけですから。

今のことも同じですよ。横澤町長時代に、あの当時やっただと。先輩もということは、おまえも知ってっぺということでしょう、私に対して。それをやりくりしながらやってきているじゃないかと。今回の30億だって、必要だからやったんで、これは心配ないんだと、こういう対比の仕方は、そんなこと言ったら、あなた、平成16年に最初に当選されたとき、何のためにあなたが立候補したんですか。行財政改革、財政を改善するということをやったんでしょう。どうですか、それ。

そういう答弁でやるから、なかなかうまく相撲取れないんですよ。これ改めてください。あなたは行財政改革を出発で、それが町長に立候補した一丁目一番地でないんですか、あなたの、原田さん。町長にお伺いします、その基本姿勢です。そういうものが根底から揺らげば、これ、議論もへったくれもないですよ。お尋ねします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご指摘のとおり、平成16年当時の財政状況は大変厳しく、行財政改革というのを第一義に捉えて、まちづくりを進めてきたところであります。そういう継続した努力によって、財政的にはある意味好循環になってきた中で、様々な投資的な事業にも着手してきたところであります。とりわけ、昭和の時代から庁舎建設という、新たな新庁舎の建設というのは、総合計画の中にも盛り込まれながら、検討を重ね、基金などの造成も行われた時代もあったわけでありまして、これは長年の課題だったというふうに捉えております。

それが、自前でやらなきゃならないという国の指導があったわけでありますが、大規模な災害が発生する中で、庁舎が機能しないことによる住民の被災支援ができないということで、緊急に国の保全事業が入ったわけでありますので、こういった有利な支援策を取り入れた形で投資事業に着手したということでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、謙虚さとは言いませんけれども、答弁する場合、あなたの気持ちの中にそういうことがあるから、やっぱり伝わらないわけですよ。いわゆる町民に寄り添った、実際の現状を考えた中で、町政執行していただかなければ困ると。これは数字的に表われているわけですよ。

例えば、過疎の地域指定を受けているわけでしょう。原田さんがずっと過疎債の、その前の町長の額は、るる変動がありますけれども、平成15年でいきますと11億なんですよ。1,000万、1億、10億だから、11億ですか。ところが、原田さん、ずっとどんどん増えまして、大きいところだけ申し上げますけれども、平成27年は12億、ですから、15年度は1億1,000万、1,000万、10万……いずれにしても大きな数字なんですよ（笑）。

そういう、あなたがバトンタッチしたときから、これ1,000円単位ですから、私もちょっと数字的には、今資料ありますけれども、10倍という、そういうやり方が足跡としてあるという。これは必要だからしたと、議会でも予算を提案したんで、議決してもらったべということになるかと思えますけれども、そういうような中で、やっぱり説明というものは分かりやすく、長期スパンの数字もあるわけですから、そういう中に30億からの庁舎建設の新たなものが増えてきたと。これについて、ほかの事業に対する影響ないのかと、こういう質問の趣旨を申し上げているわけです。ご理解いただけますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高橋議員も十分ご承知のとおりでありまして、過疎債につきましては、地方財政措置の中で70%、償還のときに交付税算入されるということで、過疎自治体にとっては本当に命綱に近い有利な起債事業でありまして、それを積極的に活用させていただきながら、起債は増えましたけれども、でも、交付税で算入される額というものを見れば、単独でやっているより有利な事業を取り入れてきたということでありまして。

また、町全体の起債が増えている中には、臨時財政対策債という、これも大きな起債があります。これは交付税で算入されるべきものが、国の交付税の原資が足りないということで、起債を認めて、100%交付税で償還されるということもありまして、借金といえますか、起

債は増えておりますけれども、中身をしっかりと精査していかなきゃいけないなというふうに思っております。

高橋議員からご指摘いただいたように、様々な事業にしわ寄せがいくんではないかということをご心配されることは、私も同じでありますので、事業について精査させていただいて、将来的な負担増にならないといえますか、平準化されるように、財政運営に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 平準化という言葉、非常に心配のないように聞こえるわけですが、いずれにしても、今の厳しい内容は監査委員の意見書にあるとおりです。

ここで、さっき申し上げましたとおり、ちょっと代表監査委員もおりますので、この資料、計数的なことを細かく申し上げるわけではありませんけれども、意見書の5ページを見たときに、一つの例ですよ、5ページの中で、表2というものがあります。AからJまであります。このEとJの関係ですけれども、ここに数字が出ております。ちょっと担当から改めて紹介いただきたいんですけども。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの監査意見書についての内容の紹介ということでございました。

5ページにあります第2表、この中で、アルファベットで記載しているEとJの欄の関係についてということでございますが、まず、年度ごとの歳入歳出、単純に差引きをしたものがCの欄の形式収支となりますが、それから翌年度に繰り越す分、これを差し引いて、実質その年度に行ったものの収支の差、これがEの欄、実質収支という金額になります。これに対しまして、Jの欄、積立金取崩額、これは財政調整基金からの取崩しがあったか、あるとすればどれぐらいの額かという欄であります。令和2年度につきましてはゼロということで、財政調整基金からの取崩額はなかったという表示でございます。このような説明でよろしいでしょうか。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町長、今課長からありましたとおり、令和2年度の決算の議会ですよね。令和2年度は財政調整基金というものを、その都度使ったりもあるでしょうけれども、数字的にはそこに頼らなくても、何とか予算編成をできたというふうに読み取れるわけでしょう。そういう読み方でいいのかな、課長。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまご指摘のとおりでございます。当初予算から、途中の補正予算で若干変動する場合もございますが、最終的には議員おっしゃるとおりでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 令和2年度は、いわゆる財調の部分について、そうは頼らなくてもいいということでないけれども、数字の目標が出ていないからゼロなんです。ところが、元年度は1億3,800万、財政調整基金について本当にかつかつ、これは、標準財政規模というの何回も申し上げたんで、お互いに認識は深まったわけですけども、1億3,800万でしょう。この金額がなければ、令和2年度でいえば2億6,000万、結局、1年間に110億からの予算を組んで実行したのに、いかにも2億から、余ったと言うとおかしいけれども、繰り越されるような数字になっておりますけれども、この中身は、監査委員、財調からの出す分が1億3,000万あって初めて決算を結んだという状況だという理解になるわけですよ、今の。

あるいは、元年度でいえば、1億1,000万という実質収支、これはいわゆる、分かりやすく言えば、表現は当たらないかもしれませんが、余った分、1年間やって。ところが、1億1,600万、1億1,000万余ったように見えますけれども、監査委員、そうでしょう。これ、1億1,600万を財調から入れているから、さもこういうふうに見えますけれども、実質はそういう大変な財政状況。これを監査報告の中では、厳しい、改善、硬直化、こう言っているわけでしょう。こう言っているんじゃないですか。どう思われますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 その表を見ていただきますと、平成10年代からずっと数値が表れておりまして、先ほどご指摘いただいたように、17年当時は本当に財調が底をつくような状況がございました。その中で、少しずつ改善するような対応をさせていただいてきた経過がございます。

財政調整基金につきましては、様々な補助事業とか……

(発言する者あり)

○町長 の中で、当年度の補正予算の中の財源措置として基金を活用しながら、トータルとして、決算を結んだときには財調、令和2年度については積み増すことができたということでありまして、財政調整基金がしっかりあれば、安定した経営ができるわけでありまして、川西町にとっては、まだ乏しい財調であるということは事実であります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、いつも町長、申し上げますけれども、人ごとみたいなこと言わないで、乏しい、それを改善する、そのお仕事があなたの仕事でしょうと、こういうことなんです。そ

うでないんですか。誰がやるの。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町民生活を守っていく立場でありますので、安定した経営ができるように、財調をはじめ、各種基金等については管理していかなきゃいけないと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そういう気持ちでやっていただかないと、最近コロナでテレビなどを見る機会が、私だけでなく、どうしても多くなるわけですけども、今、アメリカのトランプ大統領、そしてバイデンさん、かなり毛色の違った大統領に見えますけれども、党も違いますからね、共和党、民主党。だけれども、2人に共通したものがあるというんです。何だかなと思って、いわゆる学者ですよ、お互いに自分の非を認めないと。なるほど。そういう見方、私、英語分かりませんから、BSで。あなたがそうだとは言わないよ（笑）。毛色が違ったように見えるでしょう。私も見えたのよ、全然違うなど。片一方は不動産、いずれ、そう言っちゃうと時間がなくなっちゃうから、2人とも非を認めない。

例えば人事の問題、いわゆる任命責任。かなりそれですけども、議長、これは任命した俺が悪いんでないんだと、いいと思って任命したんですけども、あのやろうが悪かったんだと、こういう自分の非を認めない、なるほどねと。これも、原田さんのは違いますけれども、ちょっと似ているのは、さっきあったとおり、繰り返しになりますけれども、いかにも人の家のようなことを言って、あなたがやっていただく、それに対して指摘をしているわけですから、何か人の家の、よその家の責任のようなことを語らないでやっていただかないと困る。これだけちょっとコメントをください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご指摘いただいたように、責任ある説明をしながら、町民の皆さんのご理解、また議員の皆さんのご理解をいただきながら、誤りのない運営をしていかなきゃいけない。その責任は私にあるということでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 計数的な誤りはないわけです、1円たりともね。ひとつ目指すべきところ、ここなんです。これが一般質問の内容であり、町長に対する私どもの指摘というのがこういう場面でしょう。そういうご認識いただきたい。改めてよろしくお願ひしたいと。納得感が得られるような、そこですよ。数字を用いながらご指摘を申し上げたわけで。

玉庭のサンマリーナの関係、協定書に戻りますけれども、これも先ほど町長から、開発許

可については、今回のソーラー関係については該当しないんだと、こういうことでありますけれども、まず振り返って、サンマリーナという、あのときの開発行為、元議員の伊藤 健さん等々いらっしやって、今、大滝喜作さんなども地元で様々ご心配されているわけであり

ます。
これ、今、開発許可について云々、私、言うんでないけれども、これも、ちょっと厳しい言い方をすれば、人ごとみたいなこと言わないで、県なんだ、国なんだということではなくて、やっぱり町民からすれば、何か問題が出れば、町はどうなんだと、地元の議員どうなんだと、町長どうなんだと、こういうふうになるわけでありますから、この辺については、先ほどの開発許可のことだけを言えば、ああいう答弁になろうかと思えますけれども、この辺は大切に、安全安心課も出ているわけですから、そういう中で、今の事業に対して、私はクレームつけているんでないよ。だけれども、様々な立場の中で、立会人だと、開発こうなんだというようなことだけでなく、ひとつ誠意を持ってやっていただきたい、やるべきだと、こういう考え方ですけれども、どうですか、無理がありますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 開発行為が行われて、必ず受益もあれば不利益もあって、そのしわ寄せが地元の皆さんに出ることのないように調整をしていく、そこは町民の命と財産を守る立場で対応していきたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 この事業については、これからもずっとですよ。あるいは、その施設の耐用年数というか、当然施設も老朽化、あるいは劣化したり出てくるわけで、ずっと大きな事業を受けたところが、様々別な意味での、再生事業関係で担当課からありましたけれども、そういう意味ではメリットもあるわけで、メリットの部分はもらうけれども、何か問題出たところは、立会人だからしょうがないというふうなことではないと思うんですが、それでは困るということなんです。それについて、コメントをいただきたいと。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 住民の皆さん、そして今、高橋議員からあったように、不利益が生じないように、町としては、事業者ともしっかりやり取りをさせていただきたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そんなことで、細かな内容はあります。あるいは、協定関係の相手方も、また替わられたやに聞いておるわけですが、いずれにしても、町として、玉庭のいわゆる

開発行為について、玉庭のみならずですけれども、今回はまず、具体的にサンマリーナの跡地の問題について挙げておるわけでありまして、県があつて、そこの情報収集、これはコロナ関係も同じですけれども、当該町の川西があつてどうだと。この辺は、現場に立入りができないとかこうとかという、これは分かりますけれども、やっぱりもう少し、ところで安全安心課というのは、この事業については、どうなのか、若干関わり出てきますか。

○議長 後藤安全安心課長。

○安全安心課長 このたびのコロナのクラスターの発生について、担当課のまちづくり課、安全安心課と保健所等とやり取りをさせていただいております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 最後に、何をすることも、財政の問題にまた戻りますけれども、町民サービス低下につながらないようにというふうに言い切れない部分がありますけれども、この辺はもう少し、我々も勉強しなければなりませんけれども、数字を含めて立証するというか、今、大丈夫なんだという言葉だけが、どうしても独り歩きしているやに思うので、もう少し具体的に数字を示したり、あるいは内容を出されておる以上に説明を加えて、そういうような行政をするべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第1日目に報告を申しあげました町の一般会計等の財務状況の数値として表れるように、国の健全化の数値からは当然クリアしているわけでありまして、言ってしまうと、これはちょっと卑下した言い方ですけれども、現金は、基金はないんだけど、きれいな体で借金はできると、起債をしながら運営はできるという状況に今あります。これができなくなれば、悪化すれば、起債も認められないという状況になるわけでありまして、そういった数値を我々としても持ちながら、そして町民サービスに応えられるような事業を展開してまいりたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 止めしに余計なこと言ふなという言葉あるけれども、そういう考え方はいけませんよ。過疎債でも何でも、使えるうちは使うんだと言わないばかりの内容で、そして頼めばできないという、そうでなくて、もう一回、原田さん、先ほど申しあげました、あなたが一番最初立候補したときの行財政改革、そして、いわゆる我が町に合ったまちづくり、この原点に返ってやるべきだと思いますよ。今の最後の答弁は、ちょっと大きく考え方が違うようであります。これはまた、次回質問する機会があろうかと思えます。

いずれにしても、とにかく納得感のあるまちづくりについて重ねて申し上げて、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時51分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎一括議題に対する総括質疑

○議長 日程第2、一括議題に対する総括質疑を行います。

第1日目に一括議題とされました令和2年度川西町各会計決算認定7議案に対する質疑を行うものであります。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は監査委員席にご着席ください。

議事の進行上、当該7会計決算各部に対する質疑につきましては、後刻予定しております決算特別委員会をお願いすることとし、決算の大綱的なものに限り、簡明に質疑されますよう特にご協力お願いいたします。

一括議題に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 質疑というよりも、ちょっと決算審査をする場合に要望というか、そういう意味合いもあります。質疑でありますから質疑なんですが、まず私も、ここで言う内容でないかもしれないけれども、いつもそう言いながら言っているわけですが、監査委員がそっちに行っただしょう、吉村議員が。代表も大分長くなりまして、もうベテランの域になったと思うんですが、それは長ければいいか悪いかはまた別として、様々研修なども受けられていると思うんです。

そういう中で、吉村議員は初めて、具体的に言いますけれども、当選されて、ある意味、失礼な言い方だけれども、右も左も分からない中で、一生懸命取り組んでいらっしゃると思いますよ。ただ議会から、議長、議員の見方からして、審査に対して注文というようなこと

もある場合もあるかもしれません。そういうものをキャッチボールする、これは副議長が、今度は議会改革の関係で特別委員会をつくられましたから、その中での一つの話題にしてほしいなと思うんですけれども、例えば、吉村さん個人を言ってんじゃなくて、議長、進め方ですよ。これ、質疑の部分を若干、お答えはどなたかということ、分かりませんが、吉村議員の個人的な感性じゃないけれども、やっぱり自分の思いの中で当然監査もしていく。それはそれで、どなたがなってもあるわけですよ。

しかし、全体的に議会としてどうなんだという、そういうものなどもあるかもしれないし、そういうものを集約するような、これはちょっと工夫していかないと。ちょっと厳しい言い方をいつもしているんです。どんな監査をしているか分からないわけですから、そういう意味で、この辺は、監査委員もそっちに行っても、いわゆる質疑ということですから、冒頭に、今後研究をしなければならないと。代表だって、どういう考え方で、どういうふうに審査しているかなんて、これだけで分からないわけで、私も今まではずっと、長く議員させていただいておりますが、どうしても最後のまとめとか留意点という部分だけを見ますけれども、このほかに、先ほど一般質問でも指摘申し上げたような数字をやっぱり勉強しておかなければ、なかなか、こういう図をちょっと見ただけでは分からない。

そういう部分をお互いに向上していくというか、これは必要だと思うんです。これもやっぱり監査委員によっては、そこを見る人と別なページを見る人と、お互い伝票の精査でも違って来るわけですから、この辺は、ずっと前から思っておったんですが、よろしくお願いたいというよりも、ちょっと副議長に期待するところありますよね、特別委員会の中で。何かちょっと思っているんです。

それを踏まえて、例えば町長、こういうことがあるんです。一つの例を申し上げますけれども、虚空蔵山西線の発注、道路、何でもいいです、例えばね。担当から間もなく発注になると。私も、ある意味地元ですから、八相山線の、いわゆる米沢の小菅、広幡につながる道路ですよ。川西では一番大きな立派な道路だと思うんです。なかなか進まない、約半分と。鈴木議長も副議長時代に事業促進について質問された。俺の地元のところ、鈴木幸廣議員も心配してくれているんだなとって、別な言い方すれば、しゃいこもないこと語ってんなんていうことも思ったんですが、事業推進でいいですよ。

今度、この財政の問題なんですよ。つまり、今年、何か数字忘れちゃったけれども、債務負担行為の、金額とか何か、奥村課長、どうでもいいんだけど、例えばの話ですよ、5,000万だか発注になって、この間、何か議決した分ありますよね。これは2年度分の金で

しょう、奥村課長。今回、間もなくこの間、こんな進め方ですという説明されたのは、今度6,000万の発注になるというわけですよ。そうすると、大変順調だなということだけれども、よくやっぱり理解しておかないと、今年、令和3年度で5,000万してもらって、さらに6,000万といえば、1億1,000万でしょう。非常に進んでいるなというふうに思うわけですよ。

ここで、問題はそのことよりも、むしろ交付金事業という、ちょっと具体的になりますけれども、町長も議員になってからだな、三枚床道還線、いわゆる二中から米沢に向ける、約5億、6億だったと思います、総額が。あの延長は、もう既に終わっているわけですよ。黒澤議員もいたのかな、当時。私も一生懸命やりましたけれども。そういうものの、いわゆる百分率からいくと10.5%負担、国の交付金事業だから、ずっと計算していくと。それは、過疎債というものを宛てがって、こうだという計算なんですよ。

その事業で、さっき言った三枚床道還線の分が全部なっているのかなと思っていると、説明はしたんだと言うわけだけれども、その中身たるや、ざっと半分強は国の交付金事業だけれども、あとの分、例えば6,000万でいえば、これから発注分、前の5,000万分も、全額が国の交付金事業でなくて、いわゆる起債事業、単独の。これと合わせてだと、こう言うわけですよ。

これは、説明しているんだ、理解しないおまえが悪い、議員が勉強不足だと言われればそれまでなんですけれども、その辺の、何を言いたいかという、財政の裏づけとなる決算の内容ありますよね。財政の内訳、国・県と変わっておりますけれども、やっぱりそのときに、限られた時間ですけれども、審査のときに、もっと当局にあっては、説明資料の工夫とか、あるいはコロナの関係もありますよね。去年でいうと、ざっと4億6,500万、コロナの分が1次、2次、3次ということであるわけでしょう。そういう中で、国費投入の部分、さらに県もあるかもしれない。そういうもので、140億なら140億になっているわけでしょう。

そういうような、やっぱりちょっとひとくんだり、あるいは資料としても、いっぱいもらっても我々専門でないから、ほかの議員は別として、私、分からないから、だけれども、ただ、分かりやすい、そういう工夫ですね。これを希望するものでありますが、冒頭に申し上げましたとおり、質疑とともに、お願いという言葉は別として、そういうふうに思うんですけれども、お分かりいただけますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 決算を結びましたので、この裏といたしますか、財源、国なのか、県なのか、そして町の起債事業なのか、一般の単独で一般財源として負担しているのか等につきましては、十分

説明できるように資料等整理しながら、審査いただきたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 それと同時に、もうちょっと今度、細かい要望を申し上げますと、単年度、単年度の審査であり、単年度、単年度の予算の議決ですから、そんなにみんな覚えてはいない部分があるわけですよ。

例えば、何か聞くところによると、アパートを建てるのに、1部屋に100万円、3か年で40室という提案がありました。これは大した事業だなと。これは山口副町長が発案の事業だということで、言うなれば、山口副町長のいわゆる発案の事業、これは大変いいなと思ったんです。ところが、途中でやめたでしょう。100万かける40室だから4,000万。ところが、これも聞くと、例えばの話、半分は国だけれども、あとの半分は町持ち出しだと。つまり、これも原田町長は大したものですよ、でしょう。そういう定住するために、100万出しても、それ以上の費用対効果があるという事業だったと思う。これ、40室全部していくかなと思ったら、途中でやめているわけですよ。全部やらなかったのよ、30何ぼでやめたのよ。

つまり、やめるはやめるなりに、するはするなりの、こういうところの説明も併せて、ちょっと細かい注文ですけれども、工夫するように職員に指示していただきたい。これ、やったんだけどもこうなんだと。

あるいは、空き家対策もですよ。いっぱいありますよ。例えば、これも簡単に言いますけれども、最初は、ごみ片づけ分が50万、そして、中のリフォーム200万というのがあったんです。いや、大したものだなと。何か1人、1件、2件の方が事業にかなったのかな。これ、たった1年でしょう。次の年なくなって、今は空き家対策といいながら、リフォーム関係は、県の関係ですか、たった30万だけなんです。でしょう。ごみ片づけ賃50万のリフォーム200万で、250万でしょう。大した、該当になれば進むなという、そういう事業の、いわゆる何を言いたいかという、財源のそういうようなものと、それから、やってきたんだけども途中でこうなんだということも、やめたらやめた。こういうものもちょっと工夫しながら、いいことは町長やっているんです。ただ私は、野党だからあんまりいいところより悪いところばかり指摘しているけれども、いいことやっているの。だけれども、途中で、来年もかという途中でぱつと切れるという、そうでなく、その辺の工夫もお願いしたいということでもあります。

以上ですけれども、コメントだけ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 時代、時代に合った町民の皆さんの要望や、また筆舌と申しますか、ニーズの高いものについて事業化するということがあります。しかし、補助事業もそうなんですが、ある一定期間、補助を継続した場合には、終期も一緒に設定していかないと、やはりずっと課題になっていくということもございまして、事業の成果というのを評価しながら、見直し作業をしているところであります。そういった説明もしっかりできるように対処してまいりたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 今の答弁で、だから最後、いつも、さっきも言ったんだけど、最後が悪いの、着地。オリンピックも着地悪いと点数減点だからね（笑）。鉄棒で回っているうちはいいんだけど、着地悪いと。着地なの。何が着地だかというのと、今何が言いたいかというのと、例えば1室100万の40室、4,000万という金は、国が途中で事業やめたんだかしのれない。だから、それさという意味もあるのかもしれない。例えばね、だんだん原田町長も思い出して、そういうこと言っているんだけど、それはあったとしても、そういうものも、けれども、くどくなりますよ、そうなりますと、あなたが着地の悪い答弁しちゃうと。

国は、例えばそれなくなっても、町としてはじゃ、実質やりますかとかという、すればする気あるのかと、こういう話になるわけなんで、いずれにしても、そういう情報というか説明を、原田さんのおつむにだけあるのでなくて、いわゆる部下分隊がいるわけですから、そういうものが伝わるような、そういうことを言っているんですよ。でしょう。

いいのよ、鉄棒さ上がっていて、格好いいのよ。着地が悪いんだって。今のオリンピックに例えれば、着地もよく、私の納得のいくような答弁しろと言っているんでなくて、そんなことで、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。答弁要らないです。

○議長 ほかに。

13番伊藤寿郎君。

○13番 私より、このたびの令和2年度決算結びに当たり、本当に大変なコロナ禍の中、町当局の方々に、事業の中止や延期があった中、ご尽力されたことに大変頭が下がる思いで、先ほど一般質問の中で、井上議員、高橋議員も、その頑張りをよくやっていただいたということもありますので、併せて私からも頭が下がる思いで、大変感謝申し上げます。

これ、コロナは今年で終わっているわけじゃなくて、決算結んだ後も、令和3年度の予算が、本当に事業が滞りなくできるものなのかどうか。また中止や延期を考えると、また、継続、

令和2年度から3年度、毎年続く中で、難しい状況が再び続くと思います。

町民の方々には、やはりこういったコロナ禍の中でも希望の光が当たるような予算を、事業を執行していただくために、やはり今までと同じような報告だけではなく、より一層、コロナの影響が分かっておっても、令和3年度、また今後のための予算執行をどういうふうに進めていくかとか、町民の皆さんが分かりやすいようにというような工夫も検討されると思うんですけども、町長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長 伊藤寿郎議員に申し上げます。

決算についての質疑でありますので、予算でないので、もしもう少し質疑があれば、発言を許したいと思います。

伊藤寿郎君。

○13番 大変失礼いたしました。決算でございますので、決算に関して、もう一度質問させていただきます。

こういった事業中止をなされた中で、来年度につなぐもの、大小あるとは思いますが、町民の皆さんに、今後事業の執行なり、分かりやすいような、これからの方法なり、町長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 伊藤議員からご指摘あったように、昨年発生したコロナウイルス感染症については、我々が経験したことのないような状況になりまして、国を挙げて生活者支援、また経済的な支援などが図られまして、本町にとっても膨大な執行となったところであります。

臨時交付金1人10万円の交付だけで15億円が交付されたわけでありまして、先ほどありましたように、1次、2次、3次の臨時交付金なども合わせれば、コロナ関連だけでも20億を超えているというところで対策を講じてきたところでありますが、まだ収束する見通しが立たない中で、ワクチン接種などを取り組みながら、今度はコロナ後といいますか、コロナを克服した後の住民生活の向上であったり、経済の再生であったり、ポストコロナに向けた事業を起こしていかなきゃいけないなど。令和3年度は、その下地づくりなんだろうというふうに思っております。

ワクチン接種については順調に進んでいるわけでありまして、そういう意味では、ある程度の安全確保が図られるということを見通しを持ちながら、どうやって町民が活気ある生活を、そして経済活動ができるのかということに向けた投資を、今後やっていかなきゃいけないだろうと思います。

昨日の一般質問でもありましたように、米価をはじめ、今までなかなか見えなかった農産物の価格の低迷であったり、また、卸とかサービス業につながるような中間的な仕事を担っていただいている皆さんにも、かなり厳しい状況が生まれておりますので、事業支援といえますか、継続支援の部分をしっかり支えながら、ポストコロナ、ウィズコロナを乗り越えて、より豊かな生活が送れるような社会のために予算執行していかなきゃいけないというふうな考え方でおります。

昨日、一般質問をお聞きしながらですけれども、やはり裾野が広いものですから、やはり単独の町だけではなくて、国に対してしっかり現場の状況を伝えながら、支援策を求めてまいりたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○13番 このたびの令和2年度の決算につきましても、議会だより、広報のほうでも、コロナだから何もできなかったんだ、コロナだからしょうがないべ、そういうふうな暗い感じの記事ではなく、町民の方に、コロナでも町ではこういうふうな事業を進められたんだよと、次に続くことをやれるんだよという、分かりやすいような方法で、橋本委員長と委員の方々と進めてまいりますので、町当局、町報並びにホームページでも明るい希望の光が差すような形の報告をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長 ほかに。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

私は決算につきましても、総括質疑ということで、ただいまお二人から、コロナ情勢ということ、話したわけですが、決算書を見ますと不用額として、コロナによって事業展開ができなかった、あるいは中止になったということで、例年になく不用額が、金額が大きくなっているんじゃないかなというふうに、ちょっと比較まで私、できなかったもんですから、恐らくなっていると思うんですけれども、不用額の総額までは、私、ちょっと図表の中では探し得なかったんですけれども、例年の不用額と比べれば、どのくらい不用額が増えているのか。さらに、その中で、コロナの影響というのはどのくらいあったのかなというふうに、私、お聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年3月の予算議会で審議いただきながら、令和2年度の事業計画を承認いただいたわけでありまして、例えばですけれども、夏祭りなど、実際に計画しながら実施できな

ったという、そういった事業は多々ありまして、やはり不用額として今回示されて、執行できなかつたということになります。

また、これは大きなものとしては、例えば要望活動とか旅費関係、こういったものも、不用額が多大になっているのかなというように思っております。そういったものを全部積算してはいないので、後ほど整理させていただいて、情報提供させていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 突然の質問で、先ほど財政のほうにちょっと聞いたんですけども、まとまっていないというのは、私、お聞きしたんですけども。

先ほど先輩議員のほうから、決算書のうちの、例の5ページの令和2年度の積立金の取崩額がゼロだということで、結局、言い方は大変悪いんでしょうけれども、コロナ情勢によって不用額が出て、それを繰越して、それが取崩しゼロになったのかなというふうな考えというのは間違いなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

コロナの影響で様々なイベントが中止になったり、そういった効果でといいますか、影響で不用額が大きくなった、あるいは財政調整基金の取崩しが必要なくなったのではないかと、いうふうなご質問だと思います。

ある意味では、そういったこともあると思います。確かに、当初事業実施予定をしていた予算が、執行しなかつたことによって不用額として生じた、あるいは予算規模を縮小することができた、そういった部分は確かにあろうかと思えます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 当初予定した事業ができなかつた、町民のために、福祉向上のために企画した事業ができなかつたということで、大変残念な結果だったわけですけども、いよいよコロナの感染症も、慣れてきたという言い方はおかしいんですけども、新種の株なんかも増えているわけですけども、できるだけ執行して、町民の福祉向上に役立てるような、予算ではないんですけども、使い方というものをぜひ考えていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、一括議題に対する質疑を終

結いたします。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

◎議案の付託

○議長 日程第3、議案の付託、これを議題といたします。

さきに議題となっております川西町各会計決算認定7議案について、内容審査のため、第1日目に設置いたしました決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、さきに一括議題となっております川西町各会計決算認定7議案については、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 1時29分)